

○議院運営委員会

・衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決	
3	国会職員の育児休業等に関する法律案	議長 (三、二二、一六)	三、 一一、一六	三、 一一、一六	三、 一一、一六 (予)	三、 一一、一七	三、 一一、一七	三、 一一、一七	三、 一一、一七	三、 一一、一六	
4	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	議長 (二二、一六)	一一、 一六	三、 一一、一六	一一、 一六 (予)	一一、 一七	一一、 一七	一一、 一七	一一、 一七	一一、 一六	

国会職員の育児休業等に関する法律案（衆第三号）

要旨

本法律案は、子を養育する国会職員の継続的な勤務を促進し、その福祉を増進するとともに、公務の円滑な運営に資するため、育児休業制度及び部分休業制度を設けようとするものであって、その主な内容は、次のとおりである。

一、国会職員（以下「職員」という。）は、本属長の承認を受けて、その一歳に満たない子を養育するため、育児休業をすることができ、本属長は原則として、育児休業を承認しなければならぬ。

二、育児休業をしている職員は、職員の身分を保有するが、職務に従事しない。育児休業期間中は給与を支給しない。

三、本属長は、職員の配置換え等の方法によっても育児休業を請求した職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、臨時的任用を行うものとする。

四、育児休業をした職員が職務に復帰した場合、育児休業期間の二分の一を引き続き勤務したものとみなして、給料月額の調整等を行うことができる。また、退職手当の支給に係る在職期間の算定については、育児休業期間の二分の一を在職期間とする。

五、職員は、育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。

六、職員は、本属長の承認を得て、その一歳に満たない子を養育するため部分休業（一日の勤務時間の一部について勤務しないこと）をすることができる。部分休業の時間については給与額を減額する。職員は、部分休業を理由として、不利益な取扱いを受けない。

七、当分の間、看護婦等である職員に対しては、育児休業期間について育児休業給を支給する。

八、この法律は、平成四年四月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、御報告いたします。

まず、国会職員の育児休業等に関する法律案は、最近における我が国の社会経済情勢にかんがみ、子を養育する国会職員の継続的な勤務を促進し、もってその福祉を増進するとともに、公務の円滑な運営に資するため、政府職員等と同様に国会職員についても育児休業等に関する制度を設けようとするものであります。

次に、国会議員の秘書等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給

与についても、本年四月にさかのぼって、その給料月額を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、審査の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第四号）

要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、本年四月から国会議員の秘書の給料月額を改定しようとするものである。

委員長報告

前ページ参照